

○平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を改正する件 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 後	改 正 前
<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>1 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四条第一項第一号に規定する無線局であつて、電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第六条第一項に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>2 電波法<u>第四条第一項第三号</u>に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第一号に規定するコードレス電話の無線局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>3 電波法<u>第四条第一項第三号</u>に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号(特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件)に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの(キャリアセンスの備付けを要しないものを除く)、体内植込型医療用データ伝送用のもの(体外無線制御設備に限る。)及び動物検知通報システム用のものを使用する端末設備</p> <p>4 電波法<u>第四条第一項第三号</u>に規定する無線局であつて、電波法施行</p>	<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>1 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四条第一号に規定する無線局であつて、電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第六条第一項に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>2 電波法<u>第四条第三号</u>に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第一号に規定するコードレス電話の無線局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>3 電波法<u>第四条第三号</u>に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号(特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件)に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの(キャリアセンスの備付けを要しないものを除く)、体内植込型医療用データ伝送用のもの(体外無線制御設備に限る。)及び動物検知通報システム用のものを使用する端末設備</p> <p>4 電波法<u>第四条第三号</u>に規定する無線局であつて、電波法施行規則第</p>

- 規則第六条第四項第三号に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備を使用する端末設備
- 5 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備
- 6 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第五号に規定するデジタルコードレス電話の無線局の無線設備を使用する端末設備
- 7 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の四第四号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する端末設備
- 8 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局の無線設備を使用する端末設備
- 9 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第十号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備を使用する端末設備
- 一 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備
- 1 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行

- 六条第四項第三号に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備を使用する端末設備
- 5 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備
- 6 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第五号に規定するデジタルコードレス電話の無線局の無線設備を使用する端末設備
- 7 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の四第四号に規定する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する端末設備
- 8 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局の無線設備を使用する端末設備
- 9 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第十号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備を使用する端末設備
- 一 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備
- 1 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第

規則第六条第四項第六号に規定するP H Sの陸上移動局(無線設備規則第九条の四第三号に規定するP H Sの基地局を通信の相手の無線局とするものに限る。)の無線設備を使用する端末設備

2～7 (略)

8 無線設備規則第四十九条の二十第一号から第五号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備

9～12 (略)

#### 附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日(平成二十八年五月二十一日)から施行する。

六条第四項第六号に規定するP H Sの陸上移動局(無線設備規則第九条の四第三号に規定するP H Sの基地局を通信の相手の無線局とするものに限る。)の無線設備を使用する端末設備

2～7 (略)

8 無線設備規則第四十九条の二十第一号から第三号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備

9～12 (略)

○平成十三年総務省告示第百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部を改正する件  
 新旧対照案文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 端末系伝送路設備の敷設概況等に関する次の事項</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 光信号用の伝送路設備が敷設されている收容局ごとの光配線区画に設置されている全ての電柱等の位置情報</p> <p>ニ(ウ)リ (略)</p> <p>三(ウ)七 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 光信号用の伝送路設備が敷設されている收容局ごとの光配線区画の外縁に位置している電柱等の位置情報</p> <p>ニ(ウ)リ (略)</p> <p>三(ウ)七 (略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件）一部を改正する件 新旧対照案文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的語問事項）

改 正 後	改 正 前
<p>別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備。</p> <p>一 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）<u>第二十三条の九の二第三項第一号</u>の交換設備（ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）</p> <p>二 施行規則<u>第二十三条の九の二第三項第一号</u>口の交換設備相互間に設置される伝送路設備</p> <p>三 施行規則<u>第二十三条の九の二第三項第二号</u>の伝送路設備</p> <p>四～六 （略）</p> <p>別表 （略）</p>	<p>別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備。</p> <p>一 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）<u>第二十三条の九の二第四項第一号</u>の交換設備（ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）</p> <p>二 施行規則<u>第二十三条の九の二第四項第一号</u>口の交換設備相互間に設置される伝送路設備</p> <p>三 施行規則<u>第二十三条の九の二第四項第二号</u>の伝送路設備</p> <p>四～六 （略）</p> <p>別表 （略）</p>

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

○平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 後	改 正 前
<p>別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法 一～二十四 （略）</p> <p><u>二十五 小電力データ通信システム端末（無線設備規則第四十九条の二十</u> <u>第一号から第五号までに規定する無線局の無線設備をいう。）の電氣的</u> <u>条件等</u></p> <p><u>別表第一号四3に同じ。</u></p>	<p>別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法 一～二十四 （略）</p>

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

○平成二十二年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件）の一部改正する件 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 後	改 正 前
<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 第1～6 （略）</p> <p><u>第7 無線設備規則第49条の20第1号から第5号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</u></p> <p><u>1 識別符号の符号長</u> 識別符号の符号長は、48 ビット以上であること。ただし、<u>5,150MHz を超え 5,350MHz 以下又は 5,470MHz を超え 5,725MHz 以下の周波数の電波を使用するものについては、19 ビット以上であること。</u></p> <p><u>2 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定</u> 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の方法によるものであること。ただし、<u>5,150MHz を超え 5,350MHz 以下又は 5,470MHz を超え 5,725MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、他の無線設備から送受信を制御されている場合及び送信を行った無線設備が当該判定後 4 ミリ秒以内に送信を再開する場合は、当該判定を省略することができる。</u></p>	<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 第1～6 （略）</p>

- (1) 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの  
にあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信  
信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出すること  
により判定を行う。ただし、通信品質劣化時に通信路の切断を行う  
機能を有するものにあつては、通信路の正常性を確認すること  
により判定を行うことができる。
- (2) 2,471MHz以上2,497MHz以下の周波数の電波を使用するもの  
にあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信  
信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出すること  
により判定を行う。
- (3) 5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz  
以下の周波数の電波を使用するものについては、通信の相手方  
以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線  
の最大利得方向における電界強度が毎メートル100ミリボルト  
を超える場合に当該無線設備が発射する周波数の電波と同一の  
周波数の電波の発射を行わないものであること。

#### 附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。